

民泊新法下の伝統的な農家民泊

- 島根県邑南町の事例から -

リシャラテ・アビリム
(山口大学東アジア研究科)

朝 水 宗 彦

Summary

Minpaku used to be defined as Machiya, Kominka, or farmers' individual houses accommodations. However, due to the shortage of accommodations, especially for international visitors, newer types of Minpaku have been created in urban areas. In 2018, Minpaku Shinpou (New Law on Minpaku) of 2018 is enacted nation widely. Except for Minpaku Tokku (special district for Minpaku) and Green Tourism Tokku (special district for rural tourism), Minpaku Shinpou is working as a newer regulation for rural Minpaku operators.

Keywords: Minpaku, rural tourism, regulation

1. はじめに

東京オリンピックの開催が注目され、宿泊施設の不足から、いわゆる「民泊」が注目を浴びている。近年マスコミで取り上げられる民泊は都市部のマンションなどを改装された事例が多いが、これとは別に農村部では田舎暮らしを体験するための「農家民泊」が存在してきた。しかし、2018年のいわゆる「民泊新法」により、少なからぬ農家民泊が危機に面している。本論では、まず朝水が研究対象に関する先行研究や歴史的な背景について述べ、後半ではリシャラテによる聞き取り調査を元に現状分析を行う。

2. 島根県の観光に関する先行研究

島根県における観光は時代と共に変わってきたが、それに伴い、研究対象も変わってきた。野本(1973)は当時日本の中で観光開発が遅れていた地域

の一つとして鳥根県西部の内陸を事例に挙げ、他の類似した地域との比較から、今後の観光開発の可能性について考察している。さらに、野本（1986）は鳥根県と鳥取県における戦後の観光の移り変わりについて、全国的な変遷と対比しながら概観している。

鳥根県の観光研究では、松江を事例としたものが多い。たとえば工藤（2014aおよび2016a）は史資料を丹念に収集し、松江における観光の変遷について概要をまとめている。さらに、工藤（2016b）は議事録と地方紙の比較により、松江における政治的な観光推進と地元の人々の反応を対比している。松江の場合、概観的な研究だけでなく、踏み込んだ事例研究も少なくない。工藤（2017）は松江の独特な茶の湯の発展と近年の復興について史の変遷をまとめている。赤沢と坂口（2011）は松江城を訪問した被験者の撮影した写真から、観光客が感じる観光地のイメージを分析している。

出雲大社に関する先行研究もいくつか見られる。工藤（2014b）は先述の松江での一連の研究と同様に、史資料を駆使した観光史研究を行っている。さらに、知名度の高い観光地では渋滞や観光客の特定地域への集中も問題になる。出雲市では出雲大社周辺に観光客が集中するため、吉城他（2011）は観光地に居住する住民へのアンケート調査を通し、観光客と住民とのより良い関係を計っている。同様に、福井他（2014）は、まち歩きクーポンを用いた観光客分散化の実証実験を分析している。

歴史的な観光地として、津和野の観光の研究もいくつか見られる。菊地（2004）は城下町観光地である萩と津和野を比較し、一定地域に観光資源が連続的に集中している萩に比べ、観光資源が散在していることや観光客が求めるであろうことを重点的に紹介していくことが津和野の課題であるとしている。ペルラキ（2019）は国内観光マーケットの縮小と今後のインバウンド観光への可能性を踏まえたうえで、今後の津和野観光の可能性について考察している。

世界遺産の登録後、石見銀山に関する観光研究も少なからず見られる。たとえば赤沢と佐藤（2010）は石見銀山への訪問者を対象とした満足度とり

ピート需要に関する定量的な調査を行っている。福島（2018）は外国人観光客向けの標識と説明文の研究の一環として、世界遺産登録地の一つとして、石見銀山の事例を挙げている。先述のペルラキの先行研究と同様に、地方においてもインバウンドの振興は重要な課題になりつつある。

他方、史跡や世界遺産など比較的大規模な観光とは異なり、近年ではより地元に着目した中小規模の観光開発に着目した先行研究も見られる。高木（2015）は雲南市吉田町におけるたたら製鉄の遺産を生かした鉄の歴史村づくりについて報告している。工藤（2014cおよび2015）は一連の研究の中で、雲南市吉田町における大学生のフィールドワークにより、机上ではなく、現場から地域の問題点を考える重要性について述べている。

従来型の短期的な観光だけでなく、中長期的な交流や人的移動の模索も見られる。たとえば谷（2009）は海士町における島外からのインターンシップ生の受け入れが、その後のIターン移住につながっていることを指摘している。長友（2018）は海士町における視察旅行ビジネスや島前高校へのいわゆる「国内留学」、外国人を含んだIターン移住者などの事例を挙げている。藪内（2017）は島前高校が国内留学の誘致に成功した事例だけでなく、スーパーグローバル・ハイスクールに選定され、留学生の受け入れにも成功している事例を紹介している。

3. 農村体験型観光の多様化と農家民泊の変遷

海士町における地域おこしの成功は全国的にも知られるようになったが、島根県の他の自治体でも中山間地域における農村観光や体験型修学旅行生の受け入れ、農家民泊などが注目されるようになった。これらの農村型体験活動は1990年代中ごろから全国的に見られるようになったが、このうち「民泊」の扱いは時代と共に変化してきた。

1994年にいわゆる「グリーンツーリズム法」が制定されるまで、農家民泊は大分県や岩手県、長野県などで局地的に行われてきたが、同法が1995年に施行されると、農家民泊を含んだ農村観光が全国的に広まっていった。中

尾(2015)によると、農林水産省に加え、文部科学省も「子ども農山漁村交流プロジェクト」に参入し、2008年から農村体験型交流が国策として強化される予定だった。しかし、民主党への政権交代と「仕分け」により、同プロジェクトは予算的に縮小され、なおかつ無料の「宿泊」の部分と有料の「体験」の部分に分けられるようになった(中尾2015:26)。

グリーンツーリズム、あるいはルーラルツーリズムのうち、農家民泊はヨーロッパ諸国など多くの国々で行われており、一般論としては農家の副収入が農家民泊の運営理由として挙げられている。しかしながら、少子高齢化が急速に進んだ日本では、コミュニティが成り立たないほどの過疎化が進んだため、ヨーロッパとは違った要因でもまた農家民泊の普及が進んでいった。たとえば加藤他(2015:282)は、農家が民泊を運営する理由として、経済的な増収より、若者との交流を挙げている割合が高いとしている。

日本における農家民泊では、東京や大阪など、都市部の若者が、体験型修学旅行の一環として訪問する例が少なからず見られる。ただし、日本人の児童や生徒の減少に伴い、農林水産省や関連する外郭団体の間では、インバウンドのグリーンツーリズムにも力を入れてきた。しかしながら、鈴木と蓬澤(2018:22)は、栃木県の場合、農家民泊の受け入れ側が日本人の修学旅行生の受け入れには熱心なのに対し、インバウンドの受け入れにはまだまだ消極的であるとしている。

他方、市嶋(2019)は農家民泊による留学生受け入れのメリットを、秋田県の事例を元に、留学生側と受け入れ農家側からいくつか挙げている。留学生から見れば、日本の地域文化を体験でき、なおかつ日本語能力の向上にもつながる。受け入れ農家側から見ると、国を越えた異世代交流を楽しめ、なおかつ留学生が農村体験に満足していることにより、自分たちの生活文化に誇りを持つことができる(市嶋2019:16)。

さらに2018年6月のいわゆる「民泊新法」施行後、農家民泊が変容しつつある。たとえば越智(2019:36)は農村体験型民泊の研究を続けてきたが、近年の都市部での民泊の急増により、従来型の農村民泊の現状を反映されな

い、「民泊」の定義が厚生労働省を中心に広められ、法制化されていることを危惧している。境（2018：51-52）は都市型と農村型の民泊を対比し、近年の都市型民泊に対して、農林水産省が2018年から「農泊」という用語を広めようとしていることを述べているが、一般的には現時点ではそれほど用語が普及しているとは思われない。次節のリシャラテの聞き取り調査に見られるように、地方自治体や農村の現場では様々な混乱が起きている。

4. 「民泊新法」制定後の農家民泊の現状

本節では、リシャラテが実施した島根県邑南町での聞き取り調査から、農家民泊に関するものを紹介する。聞き取り調査の実施時期は、2018年2月（予備調査）、および同年10-11月である。

まず、中央政府と直接接する機会の多い、島根県庁の担当者への聞き取りは以下のとおりである。

・聞き取りA（島根県庁観光振興課 男性 30歳代）

質問A-1. 島根県の農家民泊経営の基本的な目的は。

回答：農村の経済な活性化を行うこと、地域の良さを県の内外にアピールすることです。農村、自然環境を観光資源として活用することなどで、多くの訪問者数を増やし、島根の農村部の総合的な活性化を目指します。

質問A-2. 新しい法律の実行により、手続き、申請料などのことで、農家民泊数が減少するかもしれません。それでも、県はこの法律の実行をしますか。

回答：国で決められたことは守らなければなりません。理解いただくよう丁寧に説明させて戴いています。

質問A-3. 手続き料金が2万円以上かかるそうですが、経済的に支援金

はありますか。

回答：ありません。

質問A-4. 農家経営者数, 農家民泊数が新しい法律により減少するかもしれません。対策はどのようにしているのでしょうか。

回答：農家の経営者の皆さんに対して, 農家民泊, 民宿の経営の仕方について研修会, 新しい法律の説明会を行っています。

鳥根県は中山間地域の研究が県を挙げて盛んであり, 地域振興策の一つとして農村体験型観光に力を入れてきた。いわばこの分野の政策では先進地域である。しかしながら, 2018年の秋の時点では, 民泊新法に対する対策がまだ十分ではなかったようである。

次に, より現場に近い町役場の様子は以下のとおりである。

・聞き取りB (邑南町役場観光振興課, 男性, 50歳代)

質問B-1. 役場観光振興課と農家民泊のつながりを教えてください。

回答：農家民泊についてサポートする係員が, 家を訪れて, 民泊の状況を把握し, 適切な協力をしました。農家民泊に滞在する訪問者は, 役場に連絡を取れば, 農家民泊を紹介し, 送り迎えもサポートしています。農家民泊にかかわる情報があれば, 係員は民宿経営者の家まで行って説明しています。この数年間で, 広島市などの各地の小学生団体を受け入れました。数人ずつを農家民泊に割り当て, 滞在させ, 農業体験をしてもらいました。まだ農家民宿経営を営んでいない一般農家に対して, 農家の民宿経営をすすめています。それらに関して研修会, 説明会などを実施しています。

質問B-2. 邑南町における農村観光は農家民泊だけですか。

回答：現時点では, 農家民泊, 農家民宿, また, 観光ホテル, 観光客向

けのレストラン、スキー場などあります。冬のスキー場の観光客を対象にした農家民宿もあります。単なる農村の生活、文化、食事などや、また農村の人々とのつながりを楽しみ期待するお客さん、また家族みんなで楽しみ、精神的、肉体的に休養し、地域の伝統文化（神楽）を楽しむためにやって来るお客さんを対象にした農家民泊もあります。

質問B-3. 農家民宿、農家民泊の経営に関する新しい「旅館業法」、「住宅宿泊事業法」など制定され、各市町村で実行され始めました。邑南町でも、これらの「法」を実行していますか。

回答：現在、この農村でも実行されている最中です。

質問B-4. 役場の観光振興課の任務で新たな宿泊法律は絶対実行される決心ですか。

回答：町の観光振興課の指導で、実行することになっています。国の「法」を守らなければなりません。

質問B-5. 邑南町で調査を行い、農家の人々、多数の農家民泊経営者の皆さんの自宅でお話を聞かせていただきました。農家の意見も様々でした。新しい宿泊法に基づいて民宿経営を続けたい経営者と民宿経営に対して、都市と同じ「法」では、農村での民宿経営は難しいという反対意見も多くありました。もし、新しい宿泊法に反対する農家経営者が今までの宿泊法で今までのやり方で農家民泊経営を行おうとしたら、許されますか。

回答：それは難しいです。新しい宿泊法に基づいて、安全、衛生などの基準に基づいてやっていただきます。新しい宿泊法は私も勉強しています。それは日本全体の地域にピッタリあるとも言えない現状です。

質問B-6. 農家が、現在の新しい宿泊法によるのではなく、この地域の観光資源の現状、農家経営者の希望、目的により、この地域ならではの宿泊規定を県庁、あるいは市町村で行政の指導で自治体民宿法を規定する可能性はありますか。

回答：今の状況の中で、そういう可能性はありません。農家民宿の経営を行うためには、各都市、各地方、農村地域で実行されている旅館法に基づいて、経営を行わなければなりません。

質問B-7. 新しい法律の作られた背景はどのようなことだと考えますか。

回答：観光客の増加により、日本の都市、各地で宿泊施設不足問題が発生しました。都市部における闇民宿が多く経営され、それにより、地域住民の生活環境、地域のごみ処理、また治安まで悪影響を与えられたことが原因の背景の一つと思います。宿泊の法律は、全国で統一され、都市の宿泊施設、農村の宿泊施設など同じ法律に基づいて管理することになっています。自然豊かな地域の小規模な農村の民宿、民泊経営と都市の大規模な宿泊施設と同一視することは難しいと思います。

質問B-8. 今回の農家民泊調査で、農家民泊数が新しい法律により減少する可能性があることを知りました。実際の聞き取り調査で、今後、農家民泊経営が減少するのを感じ取りました。農家民泊数が新しい法律により減少することに対して、何か対策はありますか。

回答：手続をやりやすくするためのサポートを実施し、新しい法律の説明会を重ねて行っています。それらの資料を作成し、理解が得られるよう配布しています。また、職員が一軒、一軒、農家の民泊経営者の自宅を訪問し、手続きの協力、手伝い、相談、説明などサポートをはじめました。

質問B-9. 手続き料金は2万円以上かかるそうですが、経済的な支援はありますか。

回答：ありません。農家自身が払います。

質問B-10. 農家民泊経営者の皆さんとの今後のつながり、目的を教えてください。

回答：現在、新しい宿泊法ができ、実行される途中ですが、各農家に行き、理解されやすいように説明を行っています。新しい宿泊法は、農家が今まで行って来た民宿経営と異なることがあり、邑南町の農家民泊経営者たちは今後の民宿経営に迷いがあります。手続き料金もかかります。自宅も法律に基づいて、改造しなければいけないところもあります。経済的負担もあると思います。観光振興課の職員が一体となって、指導、努力して、農家経営者の皆さんに理解していただきたいと思います。今までと変わりなく、農家民泊の皆さんにいろいろな面で協力・対応・サポートしていきたいと思います。

町役場はより現場に近いこともあり、かなり込み入った回答も見られる。都市部の民泊に対して制定された民泊新法が、農家民泊の現状を反映していないため、中央政府と現場との板挟みにあっていることが見受けられる。

次に、農家民泊の現場の様子を紹介したい。

・聞き取りC（郵便局退職 町内会長 男性 60歳代）

質問C-1. 民泊は現在も訪問者を受け入れていますか。いつ頃から始めましたか。

回答：2013年から開始しました。1年に40人以上受け入れます。外国人留学生も体験、滞在します。2、3年前、広島からの小学生を受け入れました。農業体験を目的にした児童の団体でした。でも、今は来なくなりました。現在は、留学生のほうがよく来ます。

質問C-2. 子供たちの受け入れを継続したいですか。

回答：いろいろと小さな事故があり、なかなか大変なことが多かったです。子供たちは別の町に住んで、別の仕事をするので、子供たちの受け入れを継続するつもりはありません。

質問C-3. 現在の農家民泊の目的を教えてください。

回答：農家民泊を経営したことで、外国人も含めて多くの人々を知ることができました。人々と触れ合い、知識も増えました。やはり、山の中の田舎で、人口も少ないし、高齢者も増えている中、訪問者が一週間に2人で来てくれれば、うれしい。元気出る。一回の訪問客は少ないより多いほうがいい。皆とにぎやかにして、自分たちが育てた野菜で食事をして、おいしいと言ってくれるし、何回も来てくれている人々と再会する喜びがあり、生き返ります。

宿泊代をもらいます。収入も入ります。それ以上に多くの人々とお会いできて、人とのつながりが、まだ、続いている地域だと思うと、この農家民泊をやめられないです。

質問C-4. 新しい宿泊法に基づいて、自宅の改造費がかかっても農家民泊経営を続けますか。

回答：続けます。改造するところを改造しても続けます。改造費の自己負担でも経営を続けます。

質問C-5. 今までの農家民泊の経営で、問題と思ったことがありますか。

回答：あります。小学生の団体がきて、稲刈り体験をしたとき、数人の学生が足とか怪我をしました。病院に連れて行きました。子供たちを訪問者として受け入れることに責任があり、危険なところもあると感じました。命のことですからね。そこは心配ですね。

聞き取りCからはいくつか興味深いことが読み取れる。前節でみられたように、元々小学生や修学旅行生の受け入れを行っていたが、鳥根県でも秋田県の事例のように、近年では留学生の訪問が増えている。さらに、加藤他(2015)で挙げられたように、聞き取りCの事例では、民泊による収入増よりも、外部の人との交流が民泊経営のモチベーションとなっている。

次に、別の経営者の事例を紹介したい。

・聞き取りD（退職教員，女性，60歳代）

質問D-1. 民泊に現在も訪問者を受け入れていますか。いつ頃から始めましたか。

回答：受け入れています。今、農作業の忙しい時期だから、休業しています。民泊を始めたのは平成19年です。インターネットにも出したことはありません。役場の指導により始めました。現在まで、400人以上の訪問者が滞在しています。宿泊料は、6,500円です。1年間で、60人ぐらい来ています。

質問D-2. 子供さんたちに継続させますか。

回答：子供たちは別の仕事をするので、継続はしません。

質問D-3. 現在の農家民泊の目的はどのようなことでしょうか、教えてください。

回答：もちろん宿泊料，あるいは体験費という形の農家の現金収入です。農家民宿は生活に成り立つ事業です。しかし、農業経営者が単なる金儲けだけでなく、お客さんにこの農村に来て戴き、農家の家で滞在してもらう。みんなで一緒に畑仕事して、一緒にご飯作り，一緒に地域のお話し，お笑い話など人々と交流することなど，訪問者の来訪，滞在を望んでいる。つまり，この農村，田舎の良さを知ってもらい，他所からの多くの人々が来ることにより，農村，田舎をもっと賑やかにしたい。自分

だけ愛する故郷ではなく、多くの人々の愛する故郷になってほしいという気持ちがあふれています。

行政が実行させようとしている新しい宿泊法は、経営者と訪問者の間に隙間を作り、お互いに近づきづらい、まるで自宅を旅館法の中で動かし、農家民泊の中で空間が制限され、訪問者にとっても希望する「やすらぎの里」になれない場になってしまうリスクもあり得ます。

収入を増やすことはいいことですが、とにかく訪問者に喜んでもらうこと、地域の生活習慣、農業体験、地域の文化と触れ合って喜んでもらい、何回も来てくれれば、それは私たちの生きがいです。

質問D-4. 今年、新しい宿泊法ができて、各農村で実行されます。奥さんは(元教員、退職)、今後の農家民宿経営を続けますか。

回答：それは今の時点で難しいです。もちろん手続き料も支払わないといけないけど、それだけで終わらない。新しい宿泊法だと、いろいろな規則で縛られ、民泊を行うのにいろいろと経費がかかるので、農家民泊の経営をやめることを考えています。

質問D-5. やめることの原因は教えてください。

回答：新しい宿泊法では、今の私の自宅の構造は民泊経営に合っていないことになります。家の構造も変えないといけないし、台所も二つを作らなければならない。また、消防法に適合するように、家の改造をしないとイケないです。

質問D-6. もし経済的支援の援助があれば、継続しますか。

回答：経済的な困難もありますが、私が抵抗感持っているのはその先の問題です。私は今までやってきたやり方で農家民泊がうまくいくと確信します。重要なのは訪問者の満足度です。経済的な問題が解決しても、お客さんの希望も考えないとイケないです。お客さんが希望した民

泊のおもてなし、地域のおもてなしを感じてもらえるか、心身のな面で、本当にやすらぎ、休養でき、喜んで帰ってもらえるかに、疑問が残ります。現在、やめることを考えています。

質問D-7. 今までの農家民泊の経営の方法であれば、継続しますか。

回答：続けますよ。新しい宿泊法が、私たちの農村の現状に合うのであれば、継続します。元々都市を対象にした規則と思いますが、農村では無理な規則がありますので、できない可能性が大きいということです。

質問D-8. 今までの農家経営の中で、何か問題と思ったことはありますか。

回答：日本の各地からの訪問者を受け入れたいと思いますが、交通の不便さが一番の問題です。実際に、自家用車を利用しないと不便です。他の地方から役場まで来るのも不便ですからね。

聞き取りDの場合、残念ながら民泊新法に伴い、農家民泊の廃業を考えている。この聞き取り対象者の場合、典型的な農家の平屋の家屋で、窓やふすまから自由に出入りできる。つまり、都市部の民泊新法で求められるような常設の受付カウンターや鍵のデポジット、スプリンクラー、非常用通路などを仮に作ったとすると、むしろ本物の農家体験の面から見るとマイナスになってしまう。むろん、経営者にとって設備投資が負担になることもあるが、農村でやすらぎたい訪問者のニーズに答えられなくなってしまうこともまた、廃業を考えている要因になっている。

上記のリシャラテの聞き取り調査のように、一般的には民泊新法は全国一律に実施されると考えられていたが、実は特区申請をすれば特例が認められる。代表的な例は東京都大田区の特区民泊（郭2017：31）や大阪府内の自治体などが挙げられるが、2019年時点で、農村部で民泊の特区申請（旧来のグリーンツーリズム特区は除く）を行っている場所は朝水の知っている限り

ではまだない。都市部でも結局は町家や古民家などで個人経営していた民泊が廃業し、廃業した個人民泊を企業が買い取っている例がしばしば見受けられる。いわゆる闇民泊の対策として作られた民泊新法であるが、伝統的な生活体験を提供していた良質な体験民泊には今のところ十分対応していないようである。

5. おわりに

以上、リシェアテの聞き取り調査を元に、民泊新法が農家民泊に及ぼした影響について考えてみた。むろん、農家民泊の黎明期の1980-90年代と、都市部における闇民泊が問題になった2010年代では状況が異なっている。農村民泊は都市部の民泊とは異なっているため、農林水産省が新たな農泊を広めようとしているが、現時点ではまだ十分ではない。特区申請も、従来のグリーンツーリズム特区や都市型の特区民泊に加え、体験型宿泊の現状に対応した新たな制度が望まれる。

参考文献

- 赤沢克洋, 坂口美雄 (2011) 「写真投影法を用いた観光地の空間イメージ情報の抽出」『農業問題研究』183, 126-131頁
- 赤沢克洋, 佐藤充 (2010) 「観光レポート需要における満足感非経由要因の把握と戦略的含意」『農相計画学会誌』29, 287-292頁
- 福井のり子, 森山昌幸, 三島慎也, 鈴木春菜, 藤原章正 (2014) 「まち歩き促進に向けた観光モビリティ・マネジメントの取り組み－出雲大社周辺を対象として－」『土木計画学研究論文集』70(5), 1087-1094頁
- 福島一人 (2018) 「島根県大田市, 山口県萩市, 福岡県宗像市の観光名所に見られる案内板の英語」『情報研究』59, 1-23頁
- 市嶋典子 (2019) 「留学生農家民泊活動の意義と課題－秋田県仙北市西木町の「第三の故郷を見つける農家民泊」を事例として－」『秋田大学国際交流センター紀要』8, 1-18頁
- 加藤愛, 細野賢治, 山尾政博 (2015) 「体験型教育民泊による地域への効果と受入組織運営

- のあり方：(一社) 伊江島観光協会を事例として」『農業経済研究』87(3), 279-284頁
- 菊地達夫 (2004) 「伝統的建造物群を活用した観光空間の基盤とその特色：山口県萩市と島根県津和野町の場合」『生涯学習研究と実践』7, 187-201頁
- 工藤泰子 (2014a) 「近代松江における観光の展開」『日本国際観光学会論文集』21, 19-26頁
- 工藤泰子 (2014b) 「出雲大社と近代観光」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』52, 41-49頁
- 工藤泰子 (2014c) 「雲南市吉田町における観光教育」『しまね地域共生センター紀要』1, 53-62頁
- 工藤泰子 (2015) 「中山間地域における課題と観光教育」『しまね地域共生センター紀要』2, 55-64頁
- 工藤泰子 (2016a) 「松江観光における小泉八雲の文化資源の変遷」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』54, 1-8頁
- 工藤泰子 (2016b) 「「松江国際文化観光都市建設法」の特徴とその成立過程における住民の意識」『日本国際観光学会論文集』23, 65-72頁
- 工藤泰子 (2017) 「松江観光における文化資源としての不昧に関する史的研究」『日本国際観光学会論文集』24, 33-41頁
- 郭淑娟 (2017) 「2020年に向けた東京のインバウンド・ツーリズム開発における大田区の特
区民泊への期待」『日本国際観光学会自由論集』1, 31-34頁
- 長友淳 (2018) 「視察旅行における観光のまなざし：島根県隠岐郡海士町への視察訪問をめ
ぐる社会的相互作用と権力関係の考察」『国際学研究』7(1), 23-32頁
- 中尾誠二 (2015) 「農山漁村民泊の制度面に関する政権交代前後の動向」『成美大学紀要』5
(1), 21-34頁
- 野本晃史 (1973) 「西中国山地の観光客流動と観光客滞留拠点の地理的性格」『島根大学教
育学部紀要 (人文・社会科学)』7, 47-62頁
- 野本晃史 (1986) 「第二次大戦後における山陰の観光現象とその変化」『島根大学教育学部
紀要 (人文・社会科学)』20, 55-66頁
- 越智正樹 (2019) 「教育旅行民泊における平準化と個性維持：観光アクター間での価値規範
の共創について」『西日本社会学会年報』17, 33-46頁

- ペルラキ ディーネシュ (2019)「津和野：ブーム後の地方観光地」朝水宗彦編『地域観光と国際化』くんぶる, 75-85頁
- 境新一 (2018)「日本における民泊の運営ならびに制度に関する課題と展望：都市型と田舎体験型の事例比較を中心に」『成城大学経済研究』222, 27-74頁
- 鈴木富之, 蓬澤栞 (2018)「小山市における住民意識からみた農家民泊事業導入の可能性」『宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要』3, 15-35頁
- 高木朋美 (2015)「地域ミュージアムの連携による中山間地観光への取り組み」『しまね地域共生センター紀要』2, 99-105頁
- 谷亮治 (2009)「期間限定居住型コミュニティサポーターの可能性と形成要因:~鳥根県隠岐郡海士町のケーススタディ~」『コミュニティ政策』7, 112-132頁
- 藪内正樹 (2017)「隠岐郡海士町の挑戦と高校魅力化プロジェクト」『敬愛大学総合地域研究』7, 175-179頁
- 吉城秀治, 橋本成仁, 森山昌幸, 西村成人 (2011)「観光地における街路計画に関する居住者意識の研究：出雲大社・神門通りを対象として」『都市計画論文集』46(3), 799-804頁